

湯河原町スポーツ施設指定管理者公募に関する質問書回答

番号	分類	ページ	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
1	公募要項	1	提出書類について	申請書のひな形に印のしるしがないものに関して、押印不要という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	公募要項	2	提出書類について	(9) 納税証明書について、法人税同様県税も町税も未納がないことの証明書の提出でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書	8	海浜公園プール及びその他の施設について	供用日について、海の日直前の土曜日から8月31日までの間で町長が定める期間とありますが、この期間外の開設は可能でしょうか。	プールの供用日につきましては、「湯河原町都市公園条例」第28条第4項の規定のとおり、町長の承認が必要となります。また、神奈川県保健福祉事務所の許可が必要となります。
4	仕様書	8	海浜公園プール及びその他の施設について	現在不具合が生じている箇所や修繕を要する箇所及び使用できない箇所などあればご教示ください。また、運営上過去にあったトラブルや問題点、課題点があればご教示ください。	現在、不具合が生じている場所は、芝生広場の高さ3.6mフェンスの破損、プールの側溝の破損、管理棟近くのベンチ2基の破損です。
5	仕様書	8	海浜公園プール及びその他の施設について	新たな施設（湯河原海浜公園プール及びその他の施設）において、町が契約しているリース物件はありますか。	リース物件は「AED」です。
6	仕様書	8	総合運動公園について	供用日以外の勤務について、総合運動公園内の3施設につきましては、供用日が1月4日～12月27日までとなっています。しかしながら、12月28日については、役場が営業しているという理由でこれまで人員を配置するよう指示があり、それに対応してまいりました。今後の12月28日の扱いについてどのように考えればよろしいでしょうか。今後も引き続き勤務指示があるのであれば、あらかじめ予算計上を見込まなければなりません。ご教示をお願いいたします。	供用日につきましては、湯河原町都市公園条例施行規則第2条の規定のとおりです。よって、12月28日は供用日外なので人員の配置は不要です。

番号	分類	ページ	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
7	仕様書	8	総合運動公園について	災害時における従業員の安全確保について、湯河原町総合運動公園は土砂災害警戒区域に指定されています。各種警報や避難指示などが発令された際、従業員等は速やかに現場から離れ安全な場所へ避難できるものと考えてよろしいでしょうか。	各種警報及び避難指示が発令された場合、町と協議の上、総合運動公園内の利用者を避難させてから、従業員は速やかに避難してください。また、災害時に総合運動公園が避難場所に指定された場合は、門の開閉及び管理棟トイレの開放をお願いする場合があります。
8	仕様書	17	管理運営経費について	需用費に記載のある「1件当たり20万円を超えるものは、町が負担する。」となっておりますが、記載の通りに運用していただけると理解してよろしいでしょうか。また、町では上記に対応できない事例があるのでしょうか。例としましては、芝刈り機やエアコンの修繕費が20万円を超える可能性があります。20万円を超えた場合は、町で修繕の対応をしていただけるのでしょうか。	仕様書のとおりです。なお、1件当たり20万円を超えるものは、町と協議した上で修繕を行います。ただし、指定管理者に過失等があった場合は、弁償していただく場合があります。
9	仕様書	17	管理運営経費について	神奈川県 lowest賃金の金額改定により、本事業のような労働集約型の事業の指定管理料は、毎年度見直しを行うことを総務省も推奨し、神奈川県なども対応しております。湯河原町においては、今回の公募における人件費を始めとする物価スライド等に関する考え方や対応方法などについて、ご教授ください。	管理・責任分担表のとおり、急激な物価、賃金の変動等は町の負担となります。また、賃金水準の変動への対応については、年度ごとに見直し、指定期間2年目以降の指定管理料に反映させます。